

J R 東海労申第 1 3 号
2 0 1 7 年 8 月 2 3 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

3 6 協定の年間上限を延長する特別条項の提案に関する申し入れ

会社は J R 東海ユニオンと団体交渉を開催し、現在締結している「労働基準法第 36 条の規定に基づく時間外及び休日の労働に関する協定（以下「36 協定」という）」について、年間上限に対する特別条項を設定することを提案した。

複数の職場において年間上限 360 時間を上回る可能性があることについて、会社が労働時間を適正に把握管理できていなかったという事態は看過できない。又、会社の責務として時間外労働を解消するために、当然果たすべき人員配置を行うことなく時間外労働時間の延長で解決しようとする姿勢は許せない。従って下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 会社は「これまでも、効率的な業務運営体制の構築と併せて、労働時間管理の重要性を認識し、労働時間の適正管理について指導してきたところである」としているが、結果的に適正な管理ができなかった。その原因を具体的に明らかにすること。
2. 「昨年 10 月以降の超勤状況を確認したところ、複数の職場において 36 協定の年間上限（360 時間）を上回る可能性があることが判明した」とのことであるが、具体的な職場と時間外労働時間の実態を明らかにすること。
3. 「既に 36 協定の年間上限に対する特別条項を中央新幹線推進本部中央新幹線建設部の一部の職場に対して設定しているところであるが、新たにこれを全箇所に対して設定することとしたい」とのことであるが、時間外労働時間に対する不払いを時間外労働時間の上限を延長して誤魔化す様なことはあってはならない。よって、時間外労働時間の上限は変えずに要員を増やして対応すべきである。従ってこの様な提案は撤回すること。

以 上